

改 正 後

現 行

第 1 編

1-1-10 主任技術者

1. 請負者は、種別が土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事の場合には、次表に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

表 1 土木一式工事

請負代金額	主任技術者
1億円以上	1. (削除) (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。 2. (削除)
1億円未満 1,000万円以上	1. (削除) (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級もしくは二級の建設機械施工又は、一級もしくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士又は、一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。 2. (削除)

表 2 とび・土工・コンクリート工事 (追加)

請負代金額	主任技術者
1億円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
1億円未満 1,000万円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級もしくは二級の建設機械施工又は、一級もしくは二級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士又は、一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。

第 1 編

1-1-10 主任技術者

1. 請負者は、工事種別が土木一式工事の場合には、下表に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

請負代金額	主任技術者
10,000万円以上	1. 工事の主任技術者は次の(イ)、(ロ)または(ハ)に掲げるものでなければならない。 (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。 2. 主任技術者を通知する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書、技術士にあっては合格証明書又は合格証」の写しを、国土交通大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。
10,000万円未満 1,000万円以上	1. 工事の主任技術者は次の(イ)、(ロ)または(ハ)に掲げるものでなければならない。 (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級もしくは二級の建設機械施工又は、一級もしくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士又は、一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。 2. 主任技術者を通知する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書、技術士にあっては合格証明書又は合格証」の写しを、国土交通大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。

改正後

現行

表3 舗装工事 (追加)

請負代金額	主任技術者
1億円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士又は一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。
1億円未満 1,000万円以上	(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、検定種目を一級もしくは二級の建設機械施工又は、一級もしくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 (ロ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者。 (ハ) 国土交通大臣が一級建設機械施工技士又は、一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。

2. 契約約款第11条に定める主任技術者の通知にあたっては、それぞれの資格に応じた合格証明書、合格証又は認定書の写しを添付するものとする。

3. 「本文省略」(条項移動)

3-8-11 足場等設備工

1~2「省略」

3. 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成15年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

(条項追加)

2. 「本文省略」(条項移動)

3-8-11 足場等設備工

1~2「省略」

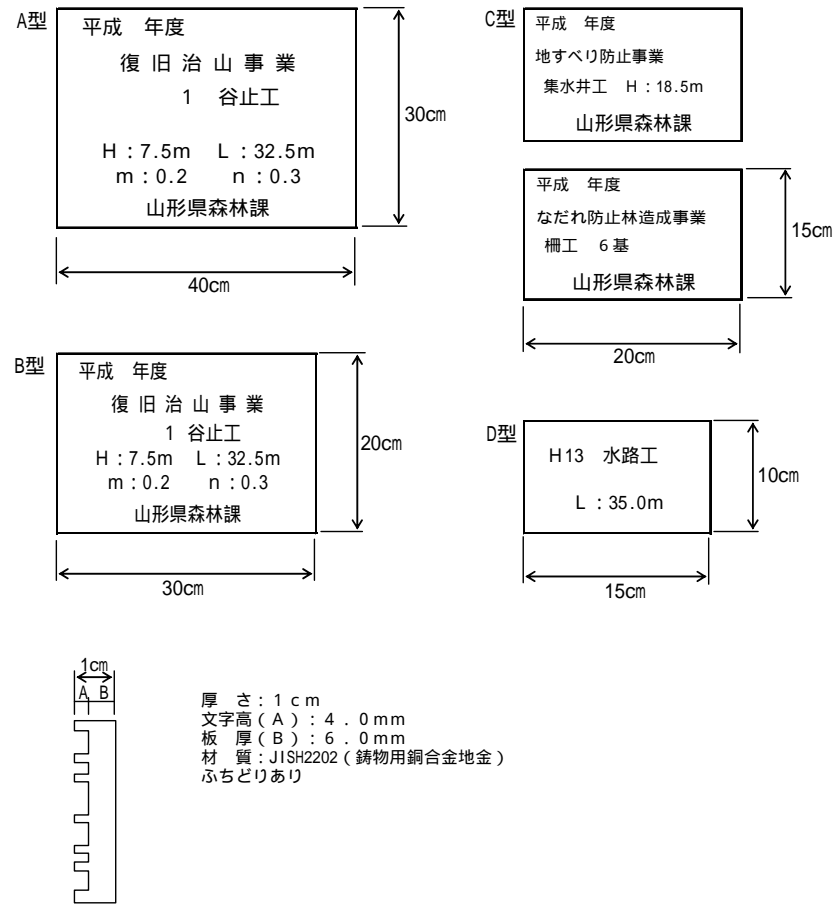
改正後

現行

第1編

2-11-1 工名板

1. 工名板（井名板、堤名板）の材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とし、形状、寸法は別図（工名板及び記載例）のとおりとする。

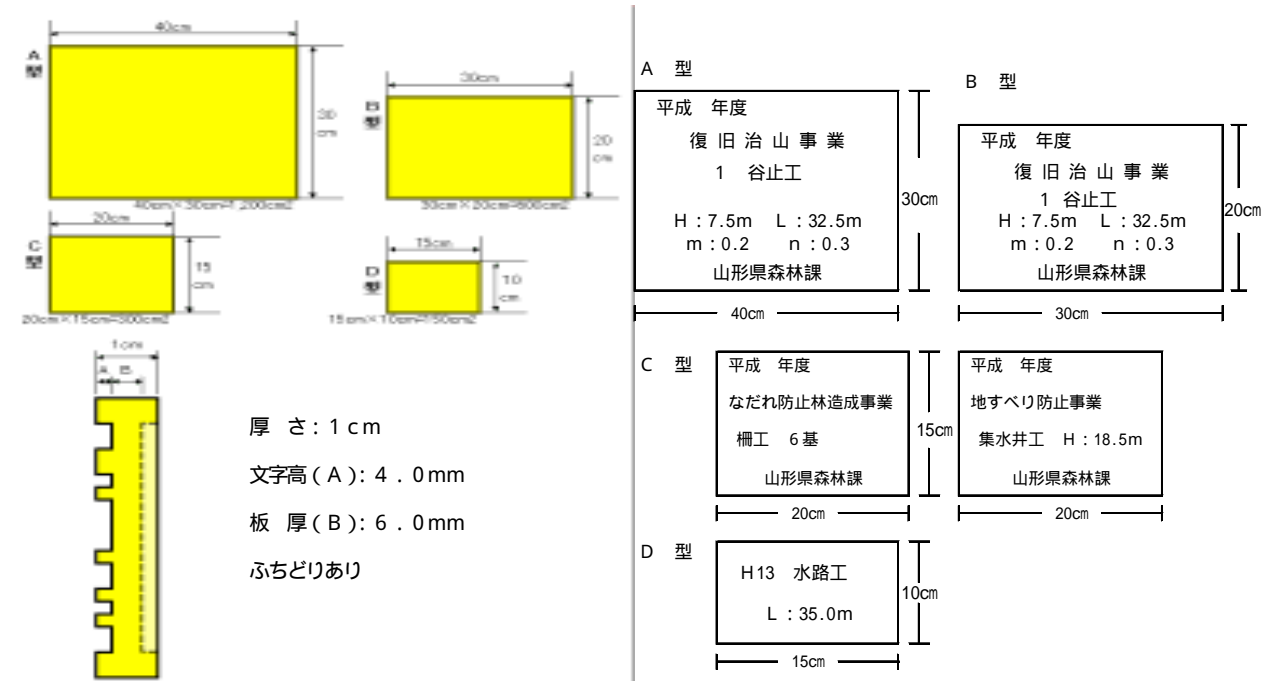


工名板及び記載例

第1編

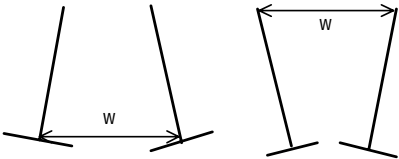
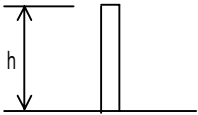
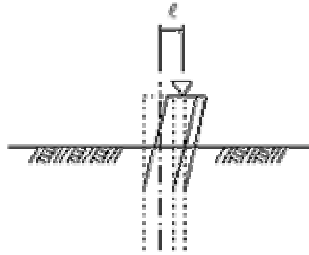
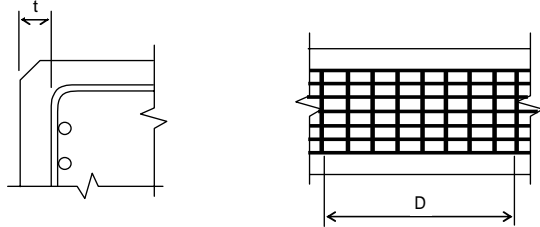
2-11-1 工名板

1. 工名板（井名板、堤名板）の材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とし、形状、寸法は別図（工名板及び記載例）のとおりとする。



工名板及び記載例

改正後	現 行
<p>第2編</p> <p>5-3-4 本数調整伐</p> <p>1～3「省略」</p> <p>4.「削除」</p> <p>4. 請負者は、伐倒前に、残存木の配置等からみて伐倒木が転落(滑落)する恐れが大きいと認められる場合には、あらかじめ監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>5. 請負者は、伐倒木の伐採高をおおむね地上30cm以内としなければならない。</p> <p>6. 請負者は、伐倒木がかかり木となった場合には、そのまま放置することなく、かかり木を地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。</p> <p>7.「削除」</p> <p>7. 請負者は、<u>設計図書に定めのない場合は、原則として伐倒木の枝払いと玉切りを行なうものとする。また、請負者は、現地の地形及び植生等の状況を考慮して、玉切後の伐倒木の安定が図られるような位置及び方向を選定し、伐倒木の樹幹が地面に接するようにしなければならない。</u></p> <p>9.「削除」</p>	<p>第2編</p> <p>5-3-4 本数調整伐</p> <p>1～3「省略」</p> <p>4.「本文省略」</p> <p>5. 請負者は、伐倒木の伐採高をおおむね地上30cm以内としなければならない。</p> <p>6. 請負者は、<u>伐倒木をかかり木のまま放置することなく、地面に引き落してから次の作業を行わなければならない。</u></p> <p>7. 請負者は、伐倒木が重なりあった場合は、そのまま放置することなく、必要に応じて玉切りを行い、それぞれの伐倒木を地面に引き落とさなければならない。</p> <p>8. 請負者は、<u>設計図書に定めのない場合は、原則として伐倒木の枝払いを行ない、伐倒木の樹幹が地面に接するようにしなければならない。なお、枝払い後に玉切り及び集積を行う場合の枝払いは、それらの作業に支障のない程度とすることができるものとする。</u></p> <p>9. 請負者は、伐倒木の玉切りを行う場合は、小運搬及び集積のできる長さに玉切るものとする。</p>

工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要
盛土補強工 (間伐材)	設置間隔 W	+200以内	各段において、施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 設置間隔の測定は、間隔が最大となる位置で行う。		
木製視線誘導標	高さ h	±100	10本につき1本測定する。		
土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高	±100	基準高は施工延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
	根入長	設計値以上			
鉄筋組立て (追加)	平均間隔 d	±	d=D/(n-1)		
	かぶり t	± かつ最小 かぶり以上	D:本間の長さ、n:10本程度、 :鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当り に対して構造物の各面で1箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書(構造 性能照査編)による。		
			重要構造物かつ主鉄筋について適用する。		